

舞鶴市医療機能最適化検討業務委託仕様書

1. 業務の名称

舞鶴市医療機能最適化検討業務

2. 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3. 業務目的

舞鶴市の医療提供体制については、京都市中丹地域医療再生計画（平成24年度改訂）に基づき、市内公的4病院が有する特徴的な診療機能のセンター化を目指しながら、地域の医療機関等との連携体制を構築することにより、地域医療の充実を図ってきた。

この間、人口減少と少子高齢化は進展し、医療ニーズが高まると同時に、医師だけでなく、看護人材など医療の担い手不足も課題として顕在化するなど、地域医療を取り巻く環境は変化している。

令和5年度には、市長、医師会長、そして市内公的4病院長が一堂に会し、医療現場で直面する課題等について議論する「持続可能な地域医療を考える会」を設置し、人材不足や救急医療体制など多岐にわたる課題について議論するとともに、議論の概要については市民にも理解を深めていただくため、地域医療シンポジウムを開催したところ。

このような経過を踏まえ、令和6年度においては、（仮称）医療機能最適化検討会議（以下「検討会議」という。）を開催し、地域医療における医療需要など専門的分析を行い、将来を見据える中での地域の課題や本市に求められる医療機能を明らかにするとともに、必要とする医療機能を地域でどのように確保していくのか、複数の選択肢を挙げて検討することとしており、本業務においては、これらに関する調査分析と検討、及び検討会議に関する支援を求めるものである。

4. 業務内容

- (1) 舞鶴市の医療機関に関する現況調査分析及び課題整理
- (2) 今後、舞鶴市に求められる医療機能や規模の検討
- (3) 舞鶴市に求められる医療機能等の確保に関する具体策の検討

※ 上記(1)(2)の分析・検討を踏まえ、舞鶴市で将来求められる医療機能、診療機能をどのように確保していくのか、複数の選択肢を挙げて検討を行う。

(4) 検討会議の運営支援（資料作成・記録作成）

- ア 開催回数 5 回程度
- イ 会議時間 2 時間程度
- ウ 開催場所 舞鶴市役所又はその周辺

(5) 市民への経過説明・意見聴取に関する支援

- ※ 検討会議における議論の経過等を、市民にも説明し、理解を求めるとともにアンケート等を通じて意見を聴取する。

5. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。紙ベースで2部、及びデータにより提出すること。

- ①検討会議 報告書 …… A4 縦サイズ
- ②検討会議 報告書（概要版） …… A3 横サイズで3 ページ程度

6. 留意事項

- ・ 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解したうえで、委託者と打ち合わせを行い、誠意をもって業務を遂行すること。
- ・ 収集すべきデータの内容及びその取扱いについては、本市と協議のうえ決定し、実施すること。
- ・ 受託者は、本業務において知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- ・ 成果品及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果品等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- ・ 受託者は、本業務の実施にあたり定めのない事項や不明瞭な点、改善の必要性がある場合、または執行上の疑義が生じた場合は、市と協議のうえ決定する。

7. 想定スケジュール ※現時点での予定であり前後する場合あり

- 5 月中下旬 契約（業務着手）
- 5 月下旬から6月 第1回検討会議
（想定：趣旨説明、データ分析項目の確認）
- 8 月頃 第2回検討会議
（以降、適宜検討会議を開催）
- 1 月頃 地域医療シンポジウム（市民への説明、意見聴取）

以上